

ポールヘムスゴーデン・スキャンダル(サーラ事件) 概要

1997年10月13日の夜、スウェーデン国営テレビのドキュメンタリー番組で、老人施設での劣悪介護を疑わせる生々しい場面が映し出された。

舞台は、ストックホルム近郊のソルナ市で開設したばかりのシュークイエム『ポールヘムスゴーデン』だった。そこは介護の必要な高齢者のための施設で、日本でいえば特別養護老人ホームに相当する。ソルナ市が建物を建てて、運営をデンマークの掃除会社 ISS の子会社 ISS ケアに委託した。

テレビ取材の発端は、「ポールヘムスゴーデンの介護はひどい」という通報だった。スウェーデン国営放送のジャーナリストとカメラマンは施設に乗り込んで撮影した。若い介護職員サーラ・ヴェグナートがインタビューに応じた。

サーラさんは、職場の現実を正直に話した。

この放送がもとで、新聞記者たちが「ポールヘムスゴーデン」に殺到した。高齢者介護問題は、俄然、スウェーデン国民の大関心事になった。

ポールヘムスゴーデンは次のような問題点をはらんでいた。

開設直前に施設長が病気で辞めて、職員を指導し采配を振るうリーダーがいなかった。

入居者の介護コストとして、1人1日550クローネ(1KR13円として約7150円)で落札した。スウェーデンで痴呆性高齢者を預かる施設の介護コストの相場は1100~1200KRと言われているから、極めて安く請け負ったことになる。

開設が1997年9月1日に開業したのだが、10日後には84床(室)を満杯にした。受け入れ態勢も整わないうちに、急激に要介護高齢者を詰め込んだのだ。

床ずれ防止用マットの購入も惜しんだ。身体の不自由な高齢者を持ち上げるリフトもなかった。

介護現場の各フロアで、食事の一部を介護職員に作らせた。

職員たちはSOSを発したが、会社もソルナ市も「そのうちよくなるよ」というだけだった。

福祉国のつまずき

私たちの知るスウェーデンは、『世界に冠たる福祉国』だ。しかし、初めから『世界に冠たる……』ではなかった。

戦後間もなくの頃、社会派ジャーナリストのイーバル・ロー・ヨハンソンが、自分の母親の入っていた老人ホームの劣悪な居住環境や介護を告発した。それが社会を揺るがして、スウェーデンの高齢者施設は大きく改善された。こんな話を、スウェーデン福祉研究の第一人者で住環境が専門の建築家、故・外山義さんから聞いた。外山さんがまだ研究学徒としてスウェーデンに留学中の、1988年秋のことだった。

こうして、スウェーデンはデンマークと並んで、まさしく世界に冠たる高齢者福祉の仕組みをつくりあげた。とくに60年、70年代は黄金時代といわれ、国民の間でも語り草になっている。

しかし1990年代になると、要介護認知症高齢者の急増にバブル経済の崩壊が重なって、大変な挫折を経験する。国や自治体の緊縮財政は、高齢者福祉のサービス低下を招いた。はたまた福祉の民間委託を促進させることにもなった。

ソルナ市の老人ホーム『ポールヘムスゴーデン』を舞台にした介護スキャンダルは、まさにそんな状況下で起きた。

予算節約に必死のソルナ市は、ISSという大手企業に、新設老人ホームの運営を委託した。契約した介護コストは破格の安さだった（具体的な数字はサーラのインタビューにも出てくる）。

この事件で問題とされた劣悪介護の本当の根っこは、おそらくここにあるのだろう。

事件が起きたときのソルナ市は社民党政権である。社民党は本来、民間委託が嫌いな政党だったはずである。その社民党の市政権が民間委託の道を選んで出費を抑えた。スウェーデン財政は、そこまで深刻だったのだろう。

そして開業43日目、サーラがテレビ局のカメラとマイクに向かって職場の憂うべき内情をしゃべった。

ここで、スウェーデンの名誉のためにはっきりさせておかなければならないことがある。

スウェーデンの劣悪介護と日本の劣悪介護では、『劣悪』の程度が全く違うのだ。日本で介護施設における虐待といえば、筆頭は『縛ったり閉じ込めたり』だろう。つい最近、制定された日本の高齢者虐待防止法でも、虐待の定義として第一番目に『暴行』があげられている。

しかし、縛ったり幽閉したり殴ったりなんて文句なしの刑法犯罪だ。防止法という甘っちょろい法律で規制の真似事をするまでもなく、警察が本気で乗り出すべきことだ。スウェーデンの介護施設でそんな暴力介護事件が起きれば間違いなく警察沙汰だ。

ところが、ポールヘムスゴーデンで主として槍玉にあげられたのは1件の『床ずれ』である。床ずれが劣悪介護の象徴とされたのだ。

日本では床ずれなどいっぱいありすぎて、ニュースにもならない。だがスウェーデンでは、それが内部告発によってテレビで大々的に報道され、国を揺るがす事件に発展した。半年後には、内部告発を奨励する法律までできた。

サーラ法

改革法の柱は2つ。「社会サービスの質の保持」と「ケアに従事する職員の内部告発義務」である。

質の保持は、社会サービス法第7条aに次のように記された。

「社会サービスは良質でなければならない。社会福祉委員会の業務を行うために、適切な教育および経験を持った職員がいなければならない。業務におけるクオリティーは系統かつ継続的に発展及び保証されなければならない……」

告発義務は、同71条aにこう記されている。

「高齢者及び障害者ケアに従事している者は、これらの人が良いケアを受けて安心して暮らせるよう努めなければならない。ケアにおける重大な問題について気が付いた、あるいは知った者は、これを社会福祉委員会に報告しなければならない。もしこれがすぐ解決できなければ、委員会はこれを監督機関に報告しなければならない……」

(以上ストックホルム在住 奥村芳孝氏訳。出典『医療福祉研究』(金沢大学経済学部社会保障研究室)第12号『ケアの質とその確保』)

自治体は良質な社会サービスを保持しなければいけないし、そのためには良質な職員を確保しなければならない、と第7条はうたう。

そして、もしサービスに重大な問題を知った職員は、これを必ず市の執行機関に報告しなければならない、と第71条で定め、ザルの目をふさいだ。この71条がサーラ法とよばれた。

因みに医療の世界では1936年に、医療サービスの質の保持と、不祥事を知った職員の報告義務を盛り込んだ「マリア法」という名の法律が制定されている。医療で行われていた質のチェックの仕組みが、介護の世界に波及したのだ。

奥村氏によると、その後社会サービス法はさらに改正されて、7条aは第3章3条に、71条aは第14章2条になった。奥村氏に多謝。